

令和3年度 第3回 四国中央市農業委員会

総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第3回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年6月7日（月） 午後1時30分～
場 所 J A うま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 日程第6 議案第4号 農地台帳登載願について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- 日程第8 議案第6号 非農地判断について
- 日程第9 議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（22名）

- | | | | |
|-------|-------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
|-------|-------|--------|--------|

5 石川俊治	7 宇高勉	8 鎌倉静夫	9 尾崎之隆
10 喜井仁志	12 三宅恒久	13 紀井正明	14 受川清男
15 河村一碩	16 合田篤夫	17 鈴木一郎	18 眞鍋聖二
20 渡辺昇	21 越智寧	22 村上佳清	23 近藤良啓
24 高橋祥志	25 鈴木敏也		

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

6 佐藤保之	11 村上紘一	19 川上雅司
--------	---------	---------

出席した職員

事務局長 篠原敬三	係長 船場敦司	
係長 武村美保	係長 三村真都華	主査 金子愛弓

第3回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年6月7日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
農地利用最適化推進委員の

6番 佐藤保之 委員

11番 村上紘一 委員

19番 川上雅司 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

14番 高橋 藤信 委員

15番 鈴木 和治 委員

を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年4月9日解約。

番号2の案件については、令和3年4月30日解約。

番号3の案件については、令和3年5月17日解約。

番号4の案件については、令和3年5月17日解約。

以上、4件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため、近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は米の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は、「農業法人」の代表者であり、その法人は、現在も申請地に「解除条件付利用権」を設定し農業経営を行っており、今回、土地所有者から個人として所有権を取得するものです。

なお、申請地は先ほど説明したとおり「法人」により「解除条件付利用権」が設定されていますが、所有権移転については、「法人」の同意を得て、同意書が添付されており、許可後も引き続き里芋の栽培を予定しています。番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため、近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号4の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請するもので、許可後は米と里芋の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。受人は申請地の奥に、農地を所有し、柑橘等の栽培をしていますが、道路に一部しか面しておらず旗竿地となっており、将来的に農業用通路として利用することも見据えて申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利であり、隣接地と一体利用するために申請するもので、許可後は米と芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5 番

委員 特に異議ありません。

議長 6 番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は 13 件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号 1 の案件について、受人は一般貨物自動車運送業を営む法人ですが、業容の拡大伸長に伴う人員増加や増車による駐車場の不足、または、福利厚生 of 更なる充実のため、申請地を譲り受けての社員寮及び車両置場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。なお、農業用倉庫が建築されていますが、無届であったため、

始末書が提出されています。

番号2の案件について、受人は現在、両親と同居していますが、この度、子供の出産を控えており、手狭になるため、父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号3と4の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は現在、申請地に隣接する所有地に個人住宅を建築予定ですが、現在使用予定の進入路が狭く、高低差があり危険なため、番号3の申請地を譲り受けての敷地拡張です。また、番号4については、すでに一体利用地の擁壁として使用されています。申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は現在、持家に居住していますが、老朽化が激しいため、新たに建築する必要があります。また、娘夫婦が県外から転居してくることにより、別棟に住居を構えるため、申請地を譲り受けての2棟の一般個人住宅建築です。県の許可の目安となる500㎡を超えていますが、敷地分割の協議もされており、土地利用計画図には敷地分割線も明示されています。申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は製紙業を営む法人ですが、生産規模拡大に伴う社員数の増加により駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての「建築条件付き分譲宅地造成」です。

「建築条件付き分譲宅地造成」については、平成31年に転用許可の事務要領が改正され、ある一定の条件を満たせば宅地造成のみでも転用が許可されるというもので、今回の案件は要件をみたしており、また、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は建設業及び宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、住環境が整った、閑静な立地の申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は建設業を営む法人の代表を務めていますが、生産規模拡大に伴う社員数の増加により、駐車場が不足しているため、受人が駐車場を整備し、法人へ貸し出すための申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号11と12の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は運輸業を営む法人であり、現在まで、申請地に隣接する倉庫を使用していましたが、手狭になり、事業の効率も低下しているため、申請地を譲り受けての倉庫の増築です。また、この申請地については、前回開発許可を受けた開発区域と一体利用を目的とするため、都市計画課にも開発許可の申請がなされており審議されております。

申請地の転用については、既存施設の隣接地であるため、転用することは、

やむを得ないと思われます。

番号13の案件について、受入は現在、県外に居住していますが、市内で新居を建築するため、申請地を譲り受けての二世帯住宅建築です。

申請地周辺は、高低差のある段々の農地で、生産性も低い農地であること、また、今回の申請は、二世帯住宅建築であるため、駐車スペースや建築面積等、通常の一般個人住宅より広さが必要であることから、転用することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 3番

委 員 3番、4番特に異議ありません。

議 長 5番

委 員 特に異議ありません。

議 長 6番

委 員 特に異議ありません。

議 長 7番

委 員 特に異議ありません。

議 長 8番

委 員 特に異議ありません。

議 長 9 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 10 番

委 員 10 番、11 番、12 番特に異議ありません。

議 長 13 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。船場 係長

船 場 それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、10年間の賃貸借です。

番号2と3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、2年10ヵ月の使用貸借です。

番号5から8の案件については、3年間の使用貸借です。

番号9の案件については、3年間の使用貸借です。

番号10から12の案件については、5年間の使用貸借です。

番号１３と１４の案件については、５年間の使用貸借です。

番号１５の案件については、５年間の使用貸借です。

番号１６の案件については、３年間の使用貸借です。

番号１７と１８の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号１７番と１８番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号１番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ２番と３番

委員 ２番、３番、１３番１４番特に異議ありません。

議長 ４番

委員 ４番から８番特に異議ありません。

議長 ９番

委員 特に異議ありません。

議長 １０番から１２番

委員 特に異議ありません。

議長 １５番

委員 特に異議ありません。

議長 １６番

委員 特に異議ありません。

議長 番号１７番と１８番の再設定について質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第4号、「農地台帳登載願について」説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、5月13日に地元推進委員とともに現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 土居町小林の土地については、5月13日、現地確認をいたしました。銀杏が植えられており、しっかりとした管理がなされていると確認できました。今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

土居町藤原の土地については、5月13日、現地確認をいたしました。キウイが植えられており、管理がなされていると確認できました。今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。船場 係長

船 場 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件については、5月10日に申請者、地元農業委員、事務局で現地調査を行いました。

番号2と3の案件については、5月17日に申請者、地元農業委員、事務局で現地調査を行いました。

番号4の案件については、5月19日に申請者、地元農業委員、事務局で現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。

また5月10日、現地確認を申請者とおこないました。米、野菜、果樹の作付けを行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 2番と3番

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。

また5月17日、現地確認を申請者とおこないました。米、野菜、果樹の作付けを行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 4番

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。

また5月19日、現地確認を申請者とおこないました。里芋の作付け、田の準備を行っておりしっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨

の証明願について」、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「非農地判断について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第6号、「非農地判断について」説明いたします。

非農地判断につきましては、令和3年4月1日付けの「非農地判断の徹底について」の通知により、3人以上の農業委員及び推進委員で利用状況調査を実施し、耕作不適などにより、耕作に供していないと確認できた場合には、「非農地」と判断することが可能となりました。

番号1の案件については、申請者より、「非農地通知申出書」が提出され、5月13日、地元農業委員と推進委員とともに現地確認を行い、「非農地」の判断を行うものです。

なお、「非農地」と判断された申出地については、所有者に「非農地通知」を発行することとなり、今後は農地法の適用の対象外となります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 5月13日、農業委員、推進委員3名で現地確認を行いました。申出地は、狭隘で耕作するには不適であり、耕作に供していないため、「非農地」と判断することに問題はないと思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「非農地判断について」、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり「非農地」と判断することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第7号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について」説明いたします。

市や農業協同組合または農家が貸し手となり、農地を所有しない住民が、趣味やレクリエーションで農業に親しむことを目的とし、野菜などの栽培をするため、区画割りした小面積の農地を「市民農園」として借りる場合、貸付対象農地につきましては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の規定に基づき、農業委員会の承認を求めるとされています。

番号1の案件については、四国中央市が申請者で、四国中央市と農地所有者の間で、5年間の使用貸借契約を結ぶことにより、農業委員会に申請するものです。なお、農業委員会の承認後、四国中央市が貸し手となり、その農地を利用したい住民へ貸し付けることとなります。申請地は、既に、平成28年6月7日から令和3年6月6日までの5年間の期間で貸し付けを行っており、今回は引き続き5年間の貸し付けを行うための承認申請になります。

なお、「四国中央市特定農地貸付要綱」に照らし、承認するための要件を満

たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について」、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。なお、申請地周辺には、農地が所在しておらず、土地改良区または水利組合の同意を必要としないため、同意書は添付されていません。

番号2の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号3と4の「一般個人住宅」の関連案件です。申請人より、隣接地に個人住宅を建設するにあたり、現在の「道」の用途を廃止し、払い下げ後、一体利用する予定です。なお、代替地を市に寄付する予定です。

番号3と4の案件については、関連案件なので、まとめて説明します。議案書52ページの「用途廃止3、4号の詳細地図」をご覧ください。申請人より、公共の用に供されていないため、図で示した「用途廃止部分」について、払い下げをし、また、図で示した「寄附部分」を市に寄付する予定です。既に「寄附部分」の現況は「道・水路」となっております。

番号5の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号11と12の「倉庫建設」の関連案件です。申請人より、倉庫を建設するにあたり、現在の「道・水路」の用途を廃止し、払い下げ後、一体利用する予定です。なお、代替地を市に寄付する予定です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 3番と4番

委員 特にありません。

議長 5番

- 委 員 特にありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
- 議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。
- 局 長 事務報告
- 議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
- これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
- ご協力、ありがとうございました。
- 局 長 ご起立願います。
- 局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間(14:15)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 高 橋 藤 信

委 員 鈴 木 和 治